

ごみの有料化の現状と 今後の展開

京都府立大学 人間環境学部
山川肇

内容

- * 1. 中央環境審議会の意見具申
- * 2. 有料化の現状
- * 3. ごみ減量効果と不法投棄
- * 4. 費用負担のあり方
- * 5. 環境意識への影響と合意形成
- * 6. 有料化の制度設計
- * 7. 事業系ごみの手数料と指定袋制

2

内容

- * 1. 中央環境審議会の意見具申
- * 2. 有料化の現状
- * 3. ごみ減量効果と不法投棄
- * 4. 費用負担のあり方
- * 5. 環境意識への影響と合意形成
- * 6. 有料化の制度設計
- * 7. 事業系ごみの手数料と指定袋制

3

中央環境審議会の意見具申

- * 中央環境審議会 廃棄物・リサイクル部会
– 平成16年5月28日 論点提示・議論開始
- * 「循環型社会の形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の在り方について」
7/16(全都清、東京都)、8/19(秋田市、所沢市、森口氏)、
9/29(山谷氏)、10/20(自治労、小林康彦氏、原案提示)、
12/2、12/28、1/26
– 平成17年2月14日 意見具申

4

中央環境審議会の意見具申

- * 循環型社会構築のために、以下のような取組みが必要で、必要に応じて、廃棄物処理の基本方針でその方向性を示すべき
 - (1) 循環型社会を目指すための基本施策の充実
 - (2) 発生抑制・再使用の推進
 - * 市町村や民間団体の発生抑制・再使用の取組の支援
 - * 経済的手法(有料化)の導入による減量化の推進(同時に、負担の公平化、意識改革を推進)
 - (3) 循環的利用の推進
 - (4) 適正な処分の推進

5

中央環境審議会の意見具申

- * 経済的インセンティブの活用が重要
- * 一般廃棄物の有料化
= 発生抑制等に有効な手段
 - 一定の減量効果が確認されている 3
 - ごみの排出量に応じた負担の公平化が図られる 4
 - 住民(消費者)の意識改革にもつながる 5



国が方向性を明確に示した上で、地域の実情を踏まえつつ、有料化の導入を推進すべきと考えられる。

6

中央環境審議会の意見具申

- * 有料化の料金
 - 十分な減量効果が得られるような料金設定及び徴収方法とすること
 - これまで、周辺自治体の料金を参考、処理費用の一定割合、で決める場合が多い



有料化の目的や効果、コスト分析の結果を十分に検討

6. 有料化の制度設計

7

中央環境審議会の意見具申

<留意事項>

- * 減量効果を持続させるための総合的施策を展開 3. ごみ減量効果と不法投棄
 - 「リバウンド」の抑制
 - 不適正排出、不法投棄の抑制
- * 地域住民に対し、施策導入に関する説明責任を果たすこと
- * 一般廃棄物処理コストに関する情報開示

8

中央環境審議会の意見具申

- * 国は、
 - これらの留意事項に関する考え方、
 - 検討の進め方、
 - これまでの知見
- * 等について、ガイドラインを取りまとめることにより、有料化を行う市町村の取組を支援していくことが望まれる。
- * 行政サービスの経費の一部を、租税ではなく、手数料により負担していくものであることから、その分担のあり方等について、今後検討していくべき

9

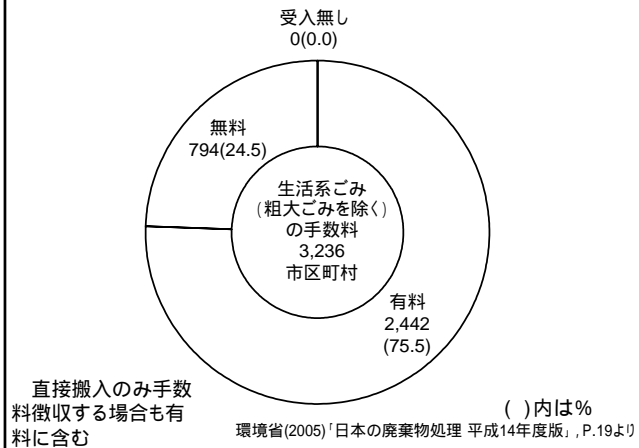
内容

- * 1. 中央環境審議会の意見具申
- * 2. **有料化の現状**
- * 3. ごみ減量効果と不法投棄
- * 4. 費用負担のあり方
- * 5. 環境意識への影響と合意形成
- * 6. 有料化の制度設計
- * 7. 事業系ごみの手数料と指定袋制

10

ごみ有料化の現状

全国市区町村の生活系ごみの手数料徴収状況(平成14年度)



11

ごみ有料化の現状

全国市区町村のごみ種別手数料徴収の状況(平成14年度)

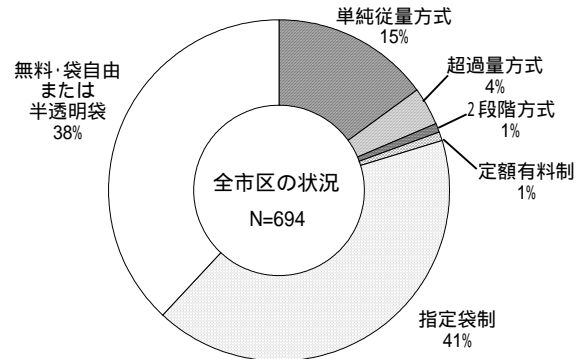
| | 生活系ごみ | | 事業系ごみ | |
|---------------|-------|--------|-------|--------|
| | 市区町村数 | 割合 | 市区町村数 | 割合 |
| 混合ごみ | 73 | 2.3% | 85 | 2.6% |
| 可燃ごみ | 2353 | 72.7% | 2795 | 86.4% |
| 不燃ごみ | 2021 | 62.5% | 2273 | 70.2% |
| 資源ごみ | | | | |
| 紙類 | 794 | 24.5% | 1159 | 35.8% |
| 金属類 | 1352 | 41.8% | 1574 | 48.6% |
| ガラス類 | 1283 | 39.6% | 1559 | 48.2% |
| ペットボトル | 1184 | 36.6% | 1356 | 41.9% |
| プラスチック | 703 | 21.7% | 757 | 23.4% |
| その他 | 547 | 16.9% | 691 | 21.4% |
| その他 | 550 | 17.0% | 610 | 18.9% |
| 前記のいずれかが有料 | 2442 | 75.5% | 2870 | 88.7% |
| 粗大ごみ | 2179 | 67.3% | 2890 | 89.3% |
| 粗大を含めていずれかが有料 | 2655 | 82.0% | 2890 | 89.3% |
| 全市区町村数 | 3236 | 100.0% | 3236 | 100.0% |

環境省(2005)「日本の廃棄物処理 平成14年度版」, P.19より

12

ごみ有料化の現状

手数料の徴収・袋の指定等の状況(平成12年度全市区)



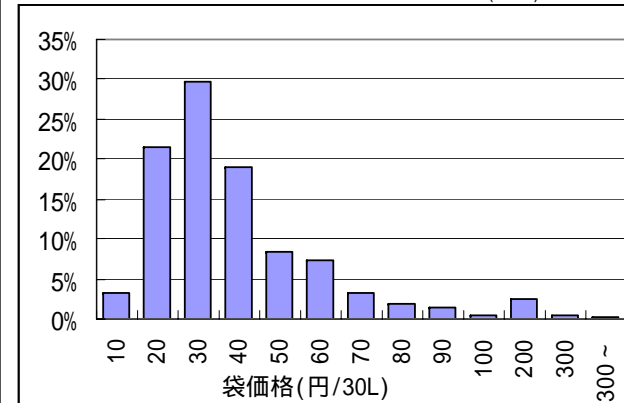
山谷修作・和田尚久(2001)「全国都市のごみ処理有料化施策の実態 - 全都市アンケート調査結果から - 」, 公益事業研究, 第52巻第3号, P.113 - 123より

13

ごみ有料化の現状

家庭系有料化自治体の袋価格の分布

全都清(2003)より作成



14

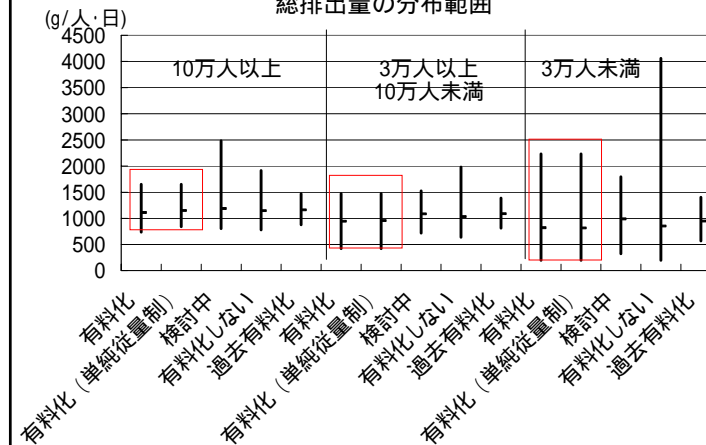
内容

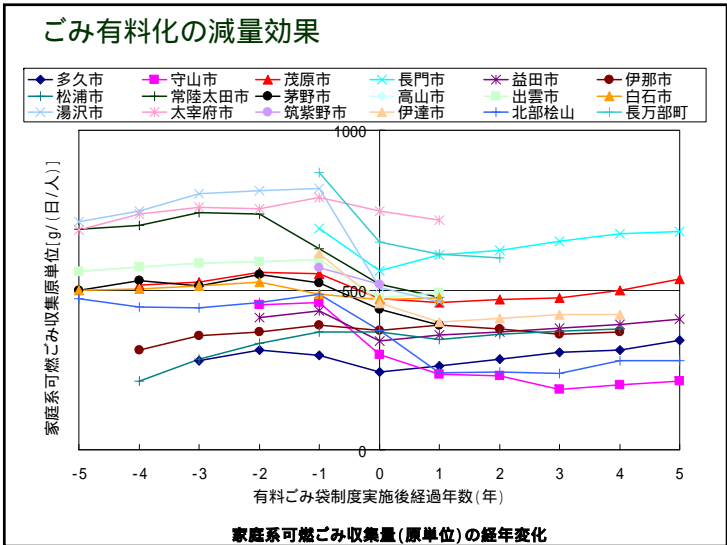
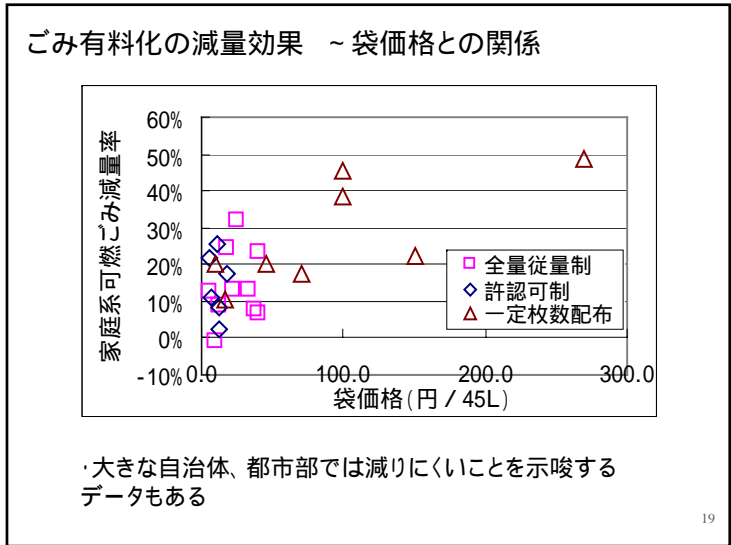
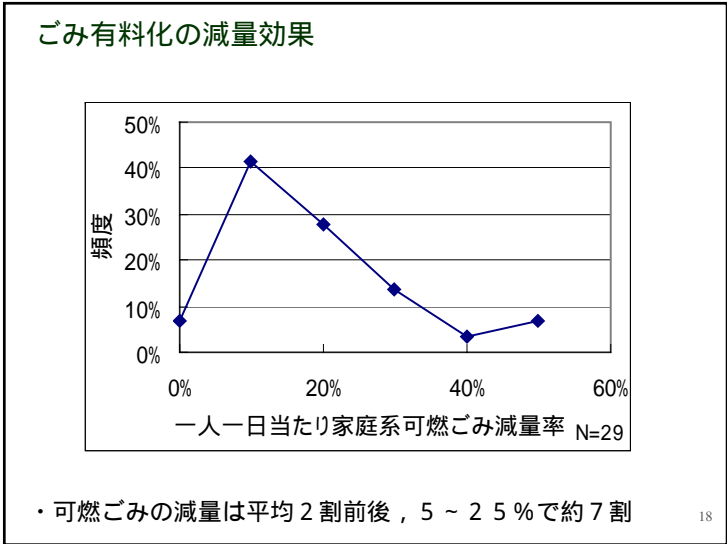
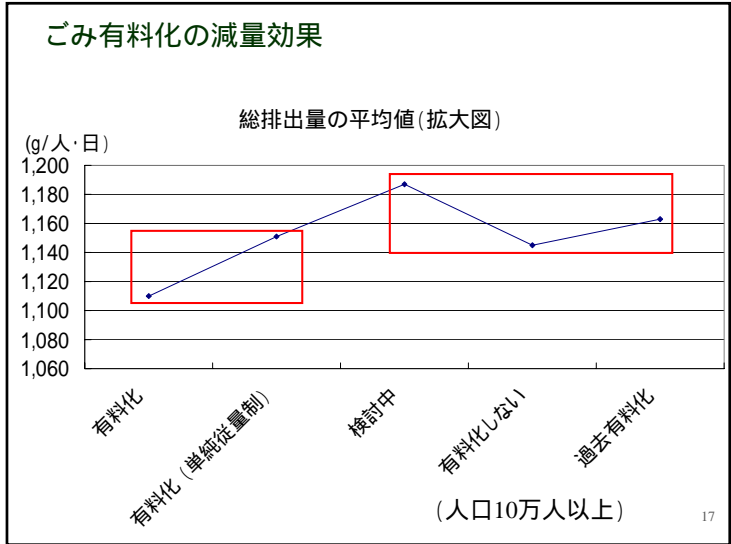
- * 1. 中央環境審議会の意見具申
- * 2. 有料化の現状
- * 3. **ごみ減量効果と不法投棄**
- * 4. 費用負担のあり方
- * 5. 環境意識への影響と合意形成
- * 6. 有料化の制度設計
- * 7. 事業系ごみの手数料と指定袋制

15

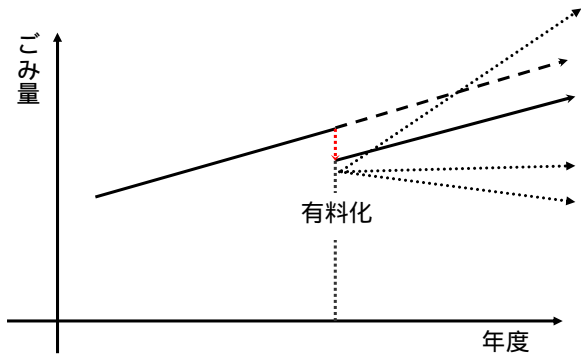
ごみ有料化の減量効果

総排出量の分布範囲





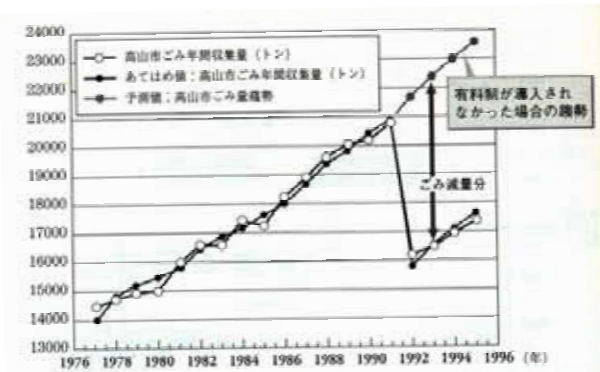
ごみ有料化の減量効果 ~リバウンド効果について~



- ・平均的にみれば、導入しない場合よりは少ないと推定される。
- ・価格が高いほうが、導入後、安定的であるとの分析結果もある。

21

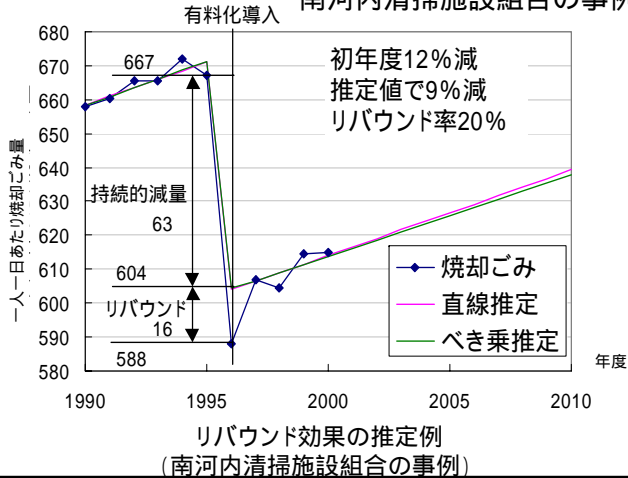
ごみ有料化の減量効果 ~リバウンド効果について~



有料化の有無によるごみ量の変化の予測
(高山市のごみ収集総量を例として) 丸尾ら(1997)より

22

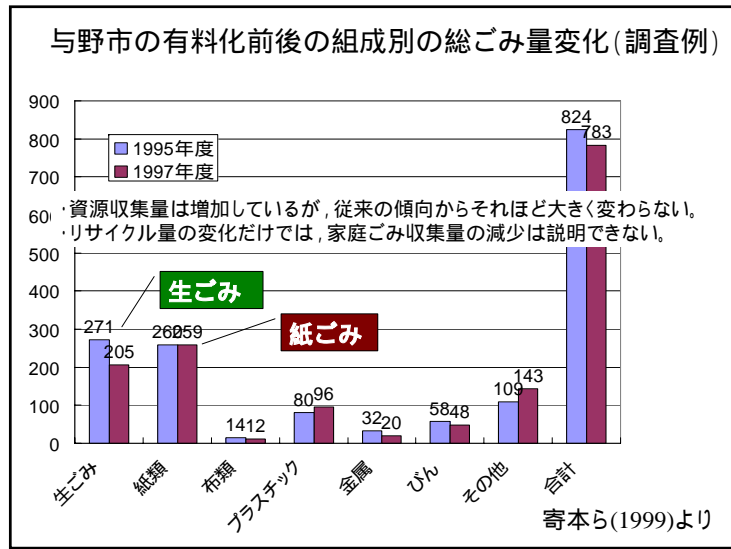
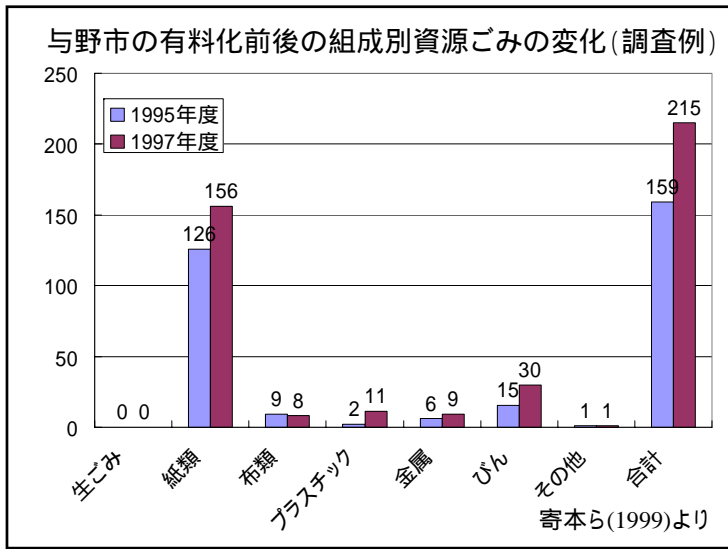
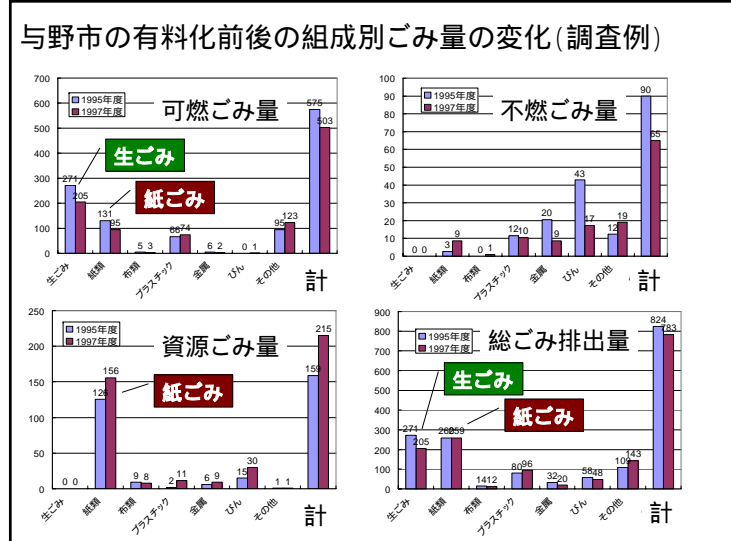
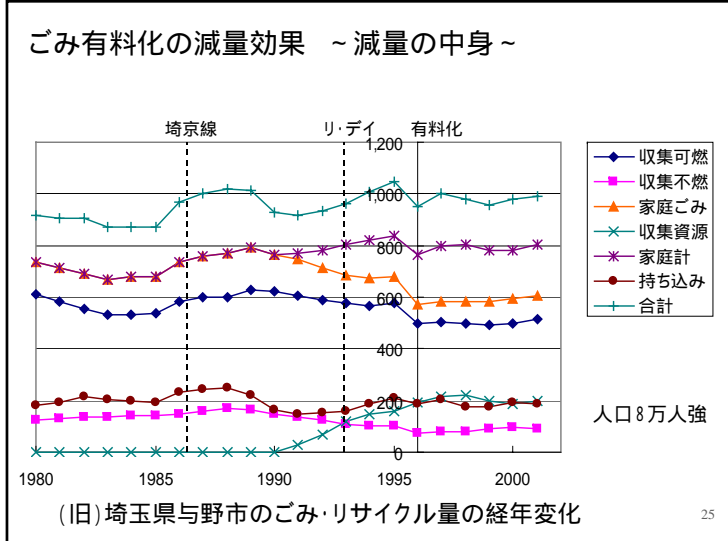
ごみ有料化の減量効果 ~リバウンド効果について~
南河内清掃施設組合の事例

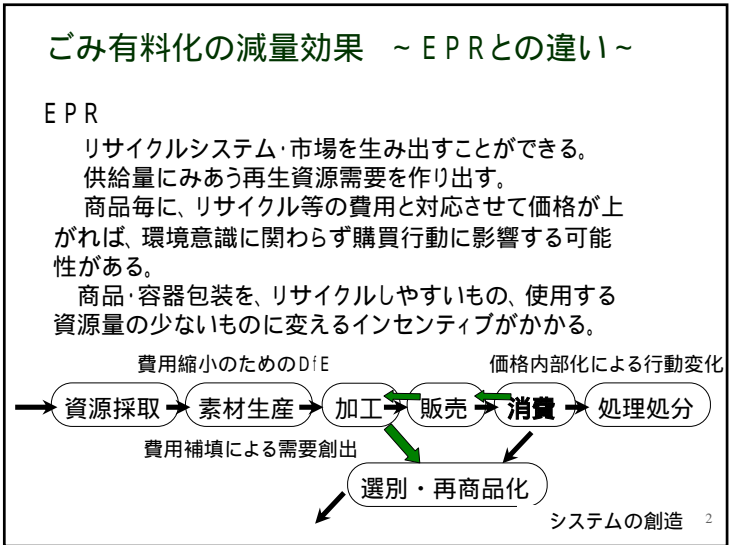
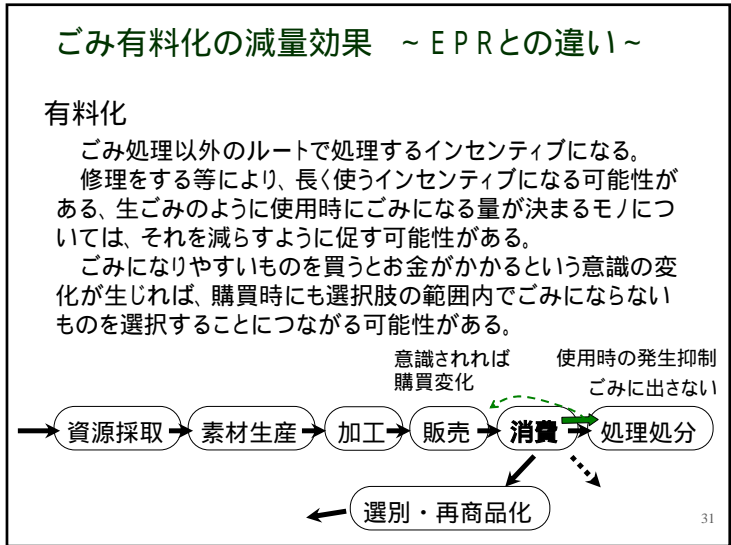
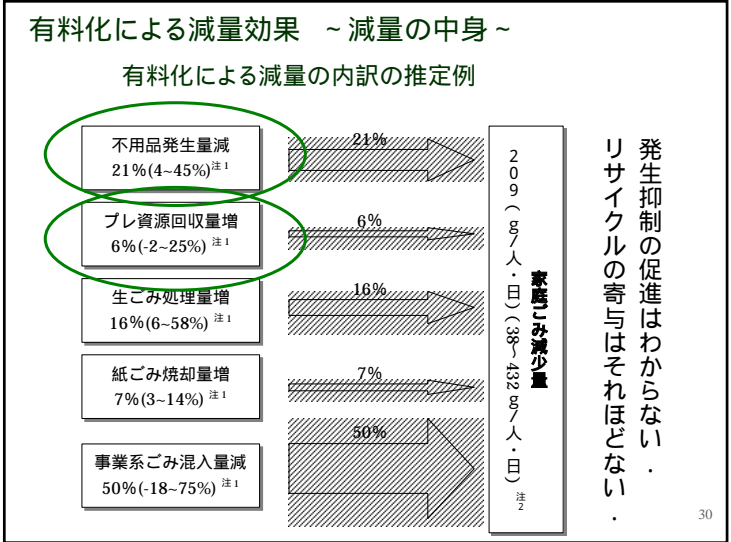
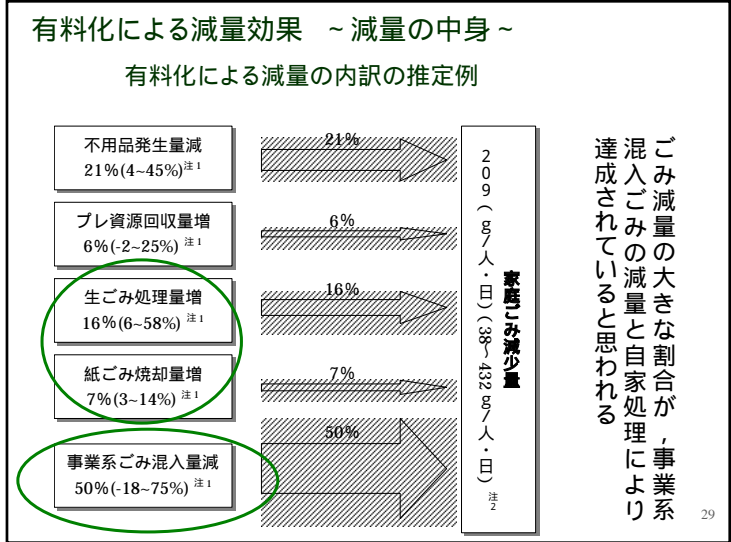


23

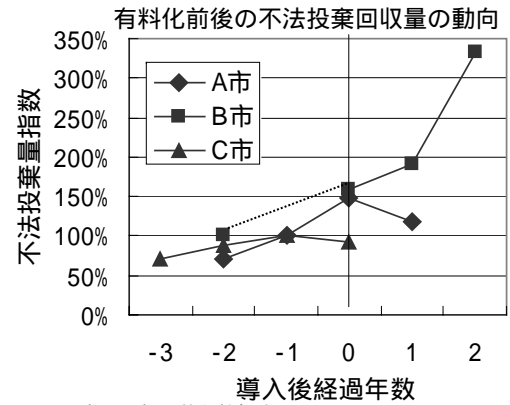
ごみ有料化の減量効果 ~リバウンド効果について~
導入後5年以上経過している自治体のごみ量

| 変数名 | 95年度 | | | |
|--------------|--------------|------------------------|----------|--------|
| | 偏回帰係数 | 標準誤差 | 標準偏回帰係数 | p値 |
| 切片 | 466.7 | 197.8 | 0.00 | 0.0199 |
| 平均世帯人数逆数 | 2,360.6 *** | 455.2 | 0.38 | 0.0001 |
| 一人当たり所得 | -283.5 *** | 81.8 | -0.34 | 0.0007 |
| 第一次産業就業者割合 | -1,334.2 *** | 359.2 | -0.37 | 0.0003 |
| 一人当たり資源ごみ収集量 | -0.80 ** | 0.24 | -0.24 | 0.0010 |
| 一人当たり就業者数 | 601.3 *** | 157.4 | 0.27 | 0.0002 |
| 5年以前ダミー | -101.1 * | 47.0 | -0.19 | 0.0336 |
| 5年以内ダミー | -123.7 ** | 45.3 | -0.24 | 0.0072 |
| 推奨袋ダミー | -41.5 | 47.2 | -0.08 | 0.3812 |
| | | R ² =0.4608 | F=12.925 | N=130 |





ごみ有料化と不法投棄

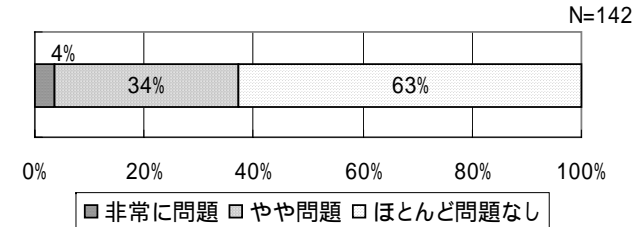


A市, C市は導入前年度を100%,
B市は導入2年前を100%とした。
また, A市, C市は重量基準, B市は容量基準である。

可燃ごみ減少量に対する不法投棄回収増加量の割合は1%未満
不法投棄回収量と地域特性・制度特性との関係
を見ると、有料化は無関係

ごみ有料化と不法投棄

有料化時の不法投棄増加が問題になった程度

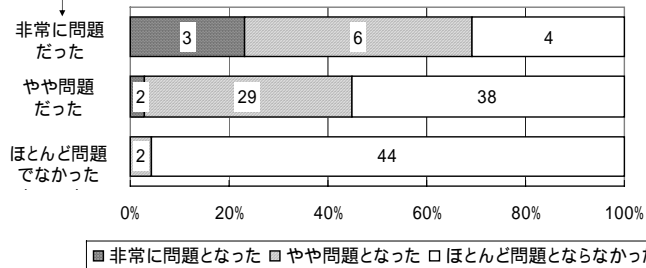


不法投棄や自家焼却はある程度は増加する。

ごみ有料化と不法投棄

有料化前後の不法投棄問題の関係

< 有料化以前 >



ただし不法投棄が問題となる自治体は以前から問題となっていたところがほとんど。

ごみ有料化と不法投棄

袋価格と不法投棄問題

| 最大袋価格 (45Lあたり) | 1) 問題あり | 2) 問題なし | その他 無回答 | 総計 |
|----------------|----------|----------|---------|----|
| 0 ~ 20 | 8 (38%) | 13 (62%) | 3 | 24 |
| 20 ~ 40 | 3 (30%) | 7 (70%) | 2 | 12 |
| 40 ~ 60 | 6 (67%) | 3 (33%) | 2 | 11 |
| 60 ~ | 6 (50%) | 6 (50%) | 0 | 12 |
| 不明 | 17 (57%) | 13 (43%) | 3 | 33 |
| 総計 | 40 (49%) | 42 (51%) | 10 | 92 |

有料化前に不法投棄が問題となっていた有料化自治体対象

| | | | | | |
|-----------------------------|------------------|----------------|----------------------|--------|-------------|
| ごみ有料化と不法投棄 日本で成功した不法投棄対策 | 分野 | 対策 | | 回答数 | |
| | 投棄場所の維持管理 | 撤去 | 住民参加型撤去活動 | 1 | 室戸市 |
| | | 維持管理 | 処罰・呼びかけの看板 | 4 | 奈良市 名古屋市 |
| | | | 人感ライト・人感スピーカ | 1 | |
| | | | 車両侵入防止柵等 プランター、花壇 | 5 2 | |
| | コミュニティ・アウトリーチと参加 | コミュニティ・プログラム | 住民参加型撤去活動 | 1 | |
| | | アウトリーチ | | 0 | |
| | 投棄者に対する法の執行 | 執行 | 特定して文書送付 | 1 | |
| | | | 警察との協力・監視強化 | 2 | |
| | | 監視 | 監視カメラ(ダミー含む) | 6 | |
| 人感ライト・人感スピーカ 民間協力通報網整備 | | | 1 2 | 青梅市 | |
| プログラムの成果測定 | | ⇒都市清掃 2004年1月号 | | | |

内容

- * 1. 中央環境審議会の意見具申
- * 2. 有料化の現状
- * 3. ごみ減量効果と不法投棄
- * **4. 費用負担のあり方**
- * 5. 環境意識への影響と合意形成
- * 6. 有料化の制度設計
- * 7. 事業系ごみの手数料と指定袋制

38

費用負担のあり方

ごみ処理・リサイクルの費用負担の経緯

- * **1900年汚物掃除法 市等に清掃・ごみ処分義務**
 伝染病対策・新たな財源付与なし、手数料徴収認められず
 市税等で賄う
 ...主として税でごみ処理費用を賄う仕組みがはじめから作られていた
- * 1935年頃には、**基礎的・必需的なサービス**だから税で賄うべき、
 という考えに変わってきている
- * **1941年 ごみ収集手数料の徴収が可能に**
 処理施設の更新等により公衆衛生を維持するための財源を
 確保するため
- * 戦後、手数料徴収自治体が増加した
- * 1954年 清掃法が制定され、条文中に手数料に関する規定が
 加えられた

<戦前の租税負担から、戦後、一部手数料負担へ>

9

費用負担のあり方

ごみ処理・リサイクルの費用負担の経緯

- * 1970年 廃棄物処理法が制定され、事業者の排出者責任が明
 記され、産業廃棄物の処理義務を市町村から外した
- * 1970年の廃棄物処理法の制定の頃に、**家庭ごみから手数料**
を徴収しない市が増えた。ただし、有料化する町村も
 収集区域の全域化、市民サービス向上等
- * **1990年代**から、ごみ減量のための**従量制有料化**が急増した
- * 1991年 廃棄物処理法改正。**適正処理困難物**に関する生産者
 の協力、製品が処理困難にならないようにする責務
- * 1995年 容器包装リサイクル法制定。**拡大生産者責任の適用。**
 生産者による再商品化の逆有償分の費用支払が制度化
- * 2000年 **循環基本法**。一般的な**拡大生産者責任が明文化**

<廃掃法以降、全額租税負担、事業者の排出者責任
 90年代からは従量制有料化と生産者責任の導入>

0

費用負担のあり方

不要物による費用負担のあり方の違い

- * ごみ処理・リサイクルの費用負担制度を再構築すべき段階にきているのではないか？
- * EPRを適用すべき不要物については、EPR制度の構築を進める
cf. バツズ・フローの制御可能性が生産者にある場合、適正処理困難物等
- * EPRの適用がない不要物については、排出者と納税者でどのように分担するのが望ましいか

41

費用負担のあり方

ごみ処理・リサイクルの費用負担のあり方の例

| | 生産者・消費者負担(EPR) | 排出者負担(有料化) | 納税者負担 |
|---------------|-----------------|------------|--------------|
| ドイツ等 | 指定品目のリサイクル費用の全額 | ごみ処理費用の全額 | 原則なし |
| 日本の有料制(有料化方式) | 指定品目のリサイクル費用の一部 | ごみ処理費用の一部 | 左記以外 |
| 日本の有料制以外(税方式) | 指定品目のリサイクル費用の一部 | なし | 生産者・消費者負担分以外 |

「ごみの減量」、「循環型社会の形成」、「負担の公平性」という観点からどういった費用負担の方法が望ましいのか

42

費用負担のあり方

負担の公平化の視点 その1

ごみ処理事業

伝染病の防止、不法投棄や不適正な焼却・埋立による環境悪化を防ぎ、そのメリットは地域住民全体におよぶ



地域住民全体が受益者



その費用を地域住民全体で負担する、すなわち税で負担することは、公平性の観点から一定の根拠がある

しかしながら・・・

43

費用負担のあり方

負担の公平化の視点 その2

- * 自分が使ったものの後始末は、自分の責任と費用であるのが基本(自己処理責任)
- * 排出者自身も、自分の家が清潔になるというメリットを受ける(受益者負担)
- * 汚染防止の費用は、原則として汚染の原因者に支払わせるべき(汚染者負担原則)

44

費用負担のあり方

負担の公平化の視点 その3

循環型社会形成

ごみ減量のために、手間をかけることや、少々高くてもごみの発生抑制になるものを購入することを求めるなど、ごみ減量にも費用が掛かっている。

- * ごみを出した量に応じて費用を負担することにより、減量した人は相対的に低い費用ですむため、減量努力の公平な評価にもつながる。

ごみの排出者が、少なくとも一部の費用を負担することが公平

45

費用負担のあり方

ごみ収集・処理サービスが無料であること支持する考え方

- 1) 公共財だから、
- 2) 公衆衛生上の社会的便益が大きいから、
- 3) 基礎的・必需的で、市民が誰も等しく便益を享受するサービスだから
- 4) 公衆衛生上の政策目的に合致する

料金が0のときにもっとも純便益が大きいから

ごみ収集・処理サービスが有料であることを支持する考え方

- 1) ごみ減量になる
- 2) 費用負担が公平である
・減量努力に正当な評価 / 受益者負担・原因者負担の原則
- 3) 循環政策上の政策目的に合致する

46

費用負担のあり方

政策目的との関係

ある公共サービスから手数料を徴収すべきかどうか

- そのサービスの経済学的な性質(公共財等)
- サービスを提供する政策目的

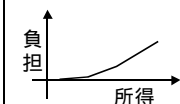
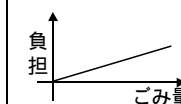
- * 廃棄物処理の費用をすべて税で賄うことによって、環境負荷を増加させ、循環型社会構築を抑制することになれば、それは政策目標に反する
- * 手数料を高くしすぎて不適正処理が多くなれば、これも政策目標に反する
- * 一定量は生活のために基礎的・必需的であるというごみ処理サービスの性質は変わらないので、公共の福祉という目的のためにはこれも考慮する必要がある

バランスを取った費用負担のあり方が現在求められている

47

費用負担のあり方

弱者に厳しいか

| 税金 | 従量制有料化 |
|---|---|
| 所得が多いと、課税率も上がる | ごみ量に比例 |
|  |  |

ごみ量と所得が比例しても、相対的に経済的弱者に厳しい

【対策】

- 基礎的・必需的サービスとしての特性
- 低費用の減量手段の整備
- 低所得者への無償配布
- 一定量以上のみ有料

48

費用負担のあり方

有料化は税の二重取りか

二重取り = すでに租税で清掃事業の費用を負担しているにもかかわらず、さらに手数料で費用負担させられるという意味

財源調達目的の場合

- ・負担増となる。負担増について、合意形成が必要

合意形成のための工夫 → ・ごみ減量・アメニティ関連の基金の設立
・リサイクル促進の財源とする etc.

49

費用負担のあり方

室蘭市廃棄物の減量・リサイクル基金の事例

(手数料収入)+(資源売却益)-(減量施策経費)
を基金として積み立て (H10年設置)

基金は、リサイクルプラザや清掃工場の整備に
充てる予定

減量施策経費

- ・指定袋作成等関連経費
- ・資源ごみ収集・選別経費
- ・集団回収・コンポスターへの助成金
- ・「環境室便り」の発行等啓発費用

50

費用負担のあり方

有料化は税の二重取りか

財源調達目的以外の場合

- ・負担増とならないような工夫が必要

・相当分の住民税の減税
・一定量以上のみ有料化とする etc.

51

費用負担のあり方

二重取りのまとめ

有料化一般 税金の二重取り

いずれにしても、費用負担増となるか、負担増についての合意が形成されているか、が問題であって、二重かどうかは問題ではない



- 1) 負担増についての合意形成がされていない
財源調達目的の有料化
- 2) 負担増とならない仕組みが提案されていない
財源調達目的でない有料化

52

内容

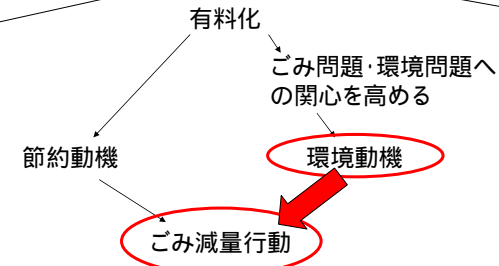
- * 1. 中央環境審議会の意見具申
- * 2. 有料化の現状
- * 3. ごみ減量効果と不法投棄
- * 4. 費用負担のあり方
- * 5. 環境意識への影響と合意形成
- * 6. 有料化の制度設計
- * 7. 事業系ごみの手数料と指定袋制

53

環境意識への影響と合意形成

ごみ問題・環境問題に対する住民意識の変化

「ごみ有料化によりお金がかかるようになったのでごみを減らした」



導入時に、3Rの考え方に基づくごみ減量の具体的な方法を丁寧に説明し、情報提供することが望ましい。

54

環境意識への影響と合意形成

< 有料化反対からの変化に影響すること >

ごみ減量を達成した結果、減量しなかった場合と比較すると当初予想していた額よりも支出額を減らせたことが、有料化実施後に有料化への賛成が増加したことに寄与している。

55

環境意識への影響と合意形成

< 賛成の条件 >

・有料化の賛否を尋ねたところやり方による回答が約半数と多い。

・条件としては、制度面では

「従量制で処理経費の一部徴収」か
「平均程度まで無料の従量制有料化」、

より広い範囲では

「生産者責任の追及」、
「不法投棄対策」、
「公平な仕組みの確立」

が挙げられている。

56

環境意識への影響と合意形成

<合意形成の上で重要なこと>

・住民の合意と参加を促す上で重要な点は、提案の中で

- 1)有料化を行う目的の明確化,
- 2)価格設定の根拠の明示,
- 3)地域性の重視,
- 4)ごみ量のゆり戻しや不法投棄への対応,
- 5)長期ビジョンにおける有料化の位置づけ,

を行っていることとの指摘がある。

・また導入過程において

- 1)導入決定前に地域住民の声を反映させる場を設定する,
- 2)広報期間を十分とる,
- 3)導入決定後に問題が出たら柔軟に対応する姿勢をあらかじめ示す,

ことも重要

57

内容

- * 1. 中央環境審議会の意見具申
- * 2. 有料化の現状
- * 3. ごみ減量効果と不法投棄
- * 4. 費用負担のあり方
- * 5. 環境意識への影響と合意形成
- * **6. 有料化の制度設計**
- * 7. 事業系ごみの手数料と指定袋制

58

有料化の制度設計

(1) 目的は何か

ごみ減量、公平性、ごみ減量意識の向上、財源調達...

(2) 料金体系をどのようにするか

全量従量制・一定量無料制・二段階従量制・二部料金制等

(3) 料金をどのような根拠で、いくらにするか

(4) 料金徴収方法をどのような仕組みにするか

(5) 指定袋・シール等の流通をどのような形態にするか

(6) 減量のための仕組み作りとして何を整備するか

(7) 不適正処理、違反ごみへの対策として何を行うか

(8) 手数料収入の用途をどのようにするか

59

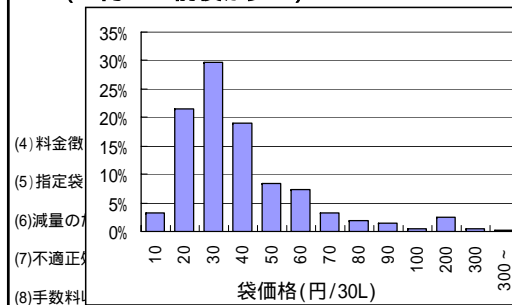
有料化の制度設計

(1) 目的は何か

(2) 全量従量制・一定量無料制・二段階従量制・二部料金制等、

料金体系をどのようにするか

(3) **料金をどのような根拠で、いくらにするか**
(30円/30L前後が多い)



家庭系有料化自治体の袋価格の分布

全都清(2003)より作成

60

有料化の制度設計

- (1)目的は何か
 (2)全量従量制・一定量無料制・二段階従量制・二部料金制等、
 料金体系をどのようにするか

(3)料金をどのような根拠で、いくらにするか

ごみ減量目的: **減量目標値を基準とした料金設定。**
 ただし歳入中立的 / 一定量無料など、
負担増とならない配慮。

財源調達目的: **調達目標額を基準とした料金設定。**
 ごみ量の変化を予測して、**負担増の合意形成。**
 単価が高くなりすぎる場合には、
二段階従量制や二部料金制によって調整。

↓
 いずれも、公平性への配慮や不適正排出・不適正処理への配慮も必要。

- (4)料金徴収方法をどのような仕組みにするか
 (5)指定袋・シール等の流通をどのような形態にするか
 (6)減量のための仕組み作りとして何を整備するか
 (7)不適正処理、違反ごみへの対策として何を行うか
 (8)手数料収入の用途をどのようにするか

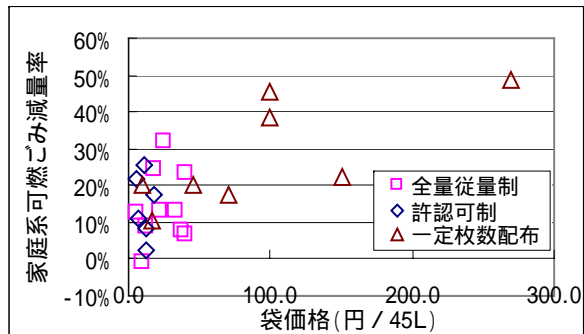
61

有料化の制度設計

手数料額をいかに決めるか: 考え方の例

- * 減量インセンティブとして適切な額: 手数料
 それ以外: 租税
 (減量目的の場合)
- * 変動費: 手数料
 固定費: 租税
 (限界費用価格が効率的。社会的便益、不法投棄対策費用を考慮する方が厳密)
- * 処理および維持管理費: 手数料
 施設建設・改良費: 租税
 (システムの整備はシビルミニマムと考えて租税)
- * 基準以上の処理費用: 手数料
 基準未満の処理費用: 租税
 (シビルミニマムの範囲内の量は租税)

有料化の制度設計



63

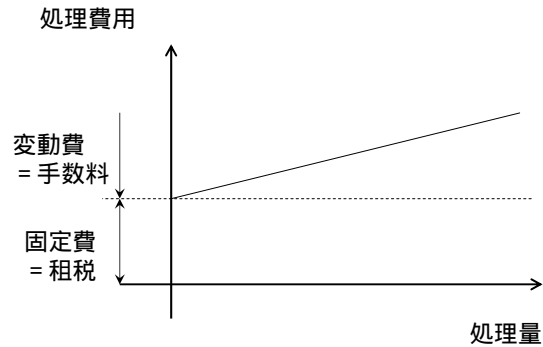
有料化の制度設計

手数料額をいかに決めるか: 考え方の例

- * 減量インセンティブとして適切な額: 手数料
 それ以外: 租税
 (減量目的の場合)
- * 変動費: 手数料
 固定費: 租税
 (限界費用価格が効率的。社会的便益、不法投棄対策費用を考慮する方が厳密)
- * 処理および維持管理費: 手数料
 施設建設・改良費: 租税
 (システムの整備はシビルミニマムと考えて租税)
- * 基準以上の処理費用: 手数料
 基準未満の処理費用: 租税
 (シビルミニマムの範囲内の量は租税)

有料化の制度設計

変動費を手数料、固定費を租税



65

有料化の制度設計

手数料額をいかに決めるか:考え方の例

- * 目標とする減量を達成するのに必要な額:手数料
それ以外:租税
(減量目的の場合)
- * 変動費:手数料
固定費:租税
(限界費用価格が効率的。ごみ処理の環境負荷、不法投棄対策費用を考慮する方が厳密)
- * 処理および維持管理費:手数料
施設建設・改良費:租税
(システムの整備はシビルミニマムと考えて租税)
- * 基準以上の処理費用:手数料
基準未満の処理費用:租税
(シビルミニマムの範囲内の量は租税)

有料化の制度設計

手数料額をいかに決めるか:注意すべきこと

- * 事業系ごみとの費用按分の方法
- * リサイクルとごみ処理との相対価格:リサイクルインセンティブ
- * 原価計算の透明性、事業の効率性
 - ごみ減量政策費用との関係
 - 他の政策目的にかかわる費用の取扱い

67

有料化の制度設計

- (1) 目的は何か
- (2) 全量従量制・一定量無料制・二段階従量制・二部料金制等、料金体系をどのようにするか
- (3) 料金をどのような根拠で、いくらにするか
(30円/30L前後が多い 図14)

(4) 料金徴収方法をどのような仕組みにするか

指定袋制、シール制、容器制/重量制の可能性も
各戸収集とすることも(日野市など)

(5) 指定袋・シール等の流通をどのような形態にするか

流通コストの削減も重要

(6) 減量のための仕組み作りとして何を整備するか

リサイクルの受け皿、生ごみの受け皿、
事業系混入ごみの資源化ルート等の整備等

(7) 不適正処理、違反ごみへの対策として何を行うか

(8) 手数料収入の用途をどのようにするか

68

有料化の制度設計

- (1) 目的は何か
- (2) 全量従量制・一定量無料制・二段階従量制・二部料金制等、料金体系をどのようにするか
- (3) 料金をどのような根拠で、いくらにするか
(30円/30L前後が多い 図14)
- (4) 料金徴収方法をどのような仕組みにするか
- (5) 指定袋・シール等の流通をどのような形態にするか
- (6) 減量のための仕組み作りとして何を整備するか

(7) 不適正処理、違反ごみへの対策として何を行うか

もともと不法投棄が問題でなかった自治体では、問題とならないうる。不法投棄が問題となっていた自治体では、まずは総合的な不法投棄対策によって

(8) 手数料収入の用途をどのようにするか

- ごみ処理費用の負担の公平性、財源調達目的
 - ：ごみ処理費用として使用・住民税の減税 / 基金として施設建設費用に使用(将来世代との負担のバランス)
- ごみ減量目的、減量努力をしている人とそうでない人との公平性
 - ：住民税の減税 / リサイクル等減量への還元金等基金等として減量施策に使用

69

内容

- * 1. 中央環境審議会の意見具申
- * 2. 有料化の現状
- * 3. ごみ減量効果と不法投棄
- * 4. 費用負担のあり方
- * 5. 環境意識への影響と合意形成
- * 6. 有料化の制度設計
- * 7. 事業系ごみの手数料と指定袋制

70

事業系ごみの手数料と指定袋制

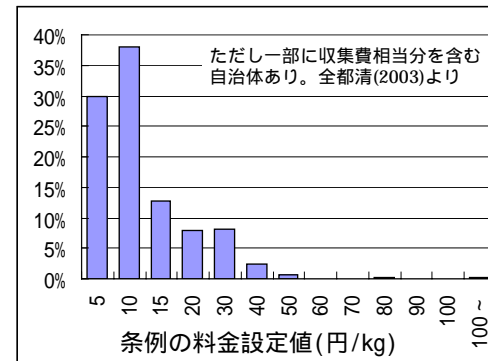
事業系ごみ有料制

- 事業系ごみは営業活動に伴って排出されるという意味で産業廃棄物と同様であり、それゆえ排出者負担の原則が適用されるべきである
- 自治体の一般廃棄物に対する責任は計画の作成とこれに従ったごみ処理にあり、事業者の処理責任を直接求めるべきものは計画の中でそのように定めればよいとの意見もある。
- それゆえに、事業系ごみのごみ処理費用を租税で負担することは産業廃棄物を排出する工場等の事業者との間で、不公平が生じる
- ごみ量に応じた負担にすることが排出者間で公平である

71

事業系ごみの手数料と指定袋制

事業系手数料の分布

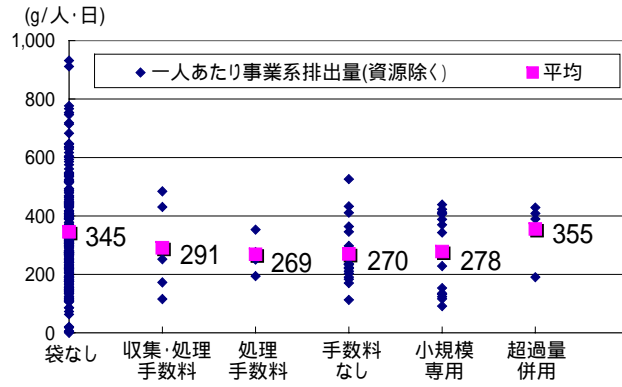


- フルコストで手数料を設定している自治体もある。
- 5~10円/kgがもっとも多く、ついで5円/kg以内が多い

72

事業系ごみの手数料と指定袋制

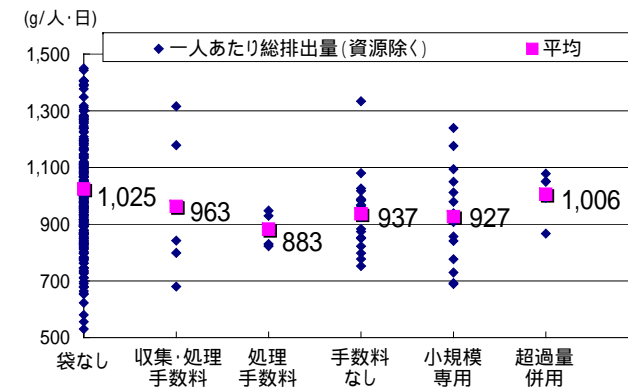
事業系ごみ指定袋のタイプ別事業系ごみ量



73

事業系ごみの手数料と指定袋制

事業系ごみ指定袋のタイプ別総排出量



4

おわりに 都道府県の役割

1. 上流対策: 産業政策と循環政策の統合
循環産業の事業者、キーパーソン等のデータの集約
2. 不法投棄・域外流出対策のとりまとめ
監視カメラシステムのサーバー
地域間流出の監視・調整
3. 有料化自治体の情報源
4. 原価計算のサポート

75

参考になる文献

- * 東京市町村自治調査会 編(2002) 「家庭ごみ有料化導入ガイド」 日報出版
- * 大阪府廃棄物減量化・リサイクル推進会議 (2001) ごみ有料化に関する調査・研究報告書
(<http://www.epcc.pref.osaka.jp/warec/index.html>)
- * 丸尾直美, 西ヶ谷信雄, 落合由紀子(1997)エコサイクル社会, 有斐閣
- * 都市清掃 2003年11月号・2004年1月号
- * 山川肇, 植田和弘, 「ごみ有料化研究の成果と課題: 文献レビュー」, 廃棄物学会誌 Vol.12, No.4 pp.245-258, 2001

6

ご清聴ありがとうございました。

77